

定 款

株式会社 王将フードサービス

(主管部門：総務部法務課 2022年6月28日現在)

# 株式会社 王将フードサービス 定 款

## 第1章 総 則

### (商 号)

第1条 当社は、株式会社王将フードサービスと称し、英文では OHSHO FOOD SERVICE CORP. と表示する。

### (目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 料理飲食店業
- (2) 中華料理素材の製造、加工および販売
- (3) フランチャイズチェーン店の加盟店募集および加盟店の経営指導業務
- (4) 店舗の設計および施工ならびに付帯機器の販売
- (5) 不動産の売買、賃貸および仲介
- (6) 前各号に付帯関連する一切の事業

### (本店の所在地)

第3条 当社は、本店を京都市に置く。

### (機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

### (公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。

2. 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、9,000万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集、新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当社の株主は、「株式取扱規程」に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人にこれを委託し、当社においては、これを取扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、

取締役会において定める「株式取扱規程」による。

(基準日)

第13条 当社は、本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

### 第3章 株主総会

(招集)

第14条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日から3カ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(開催場所)

第15条 当社の株主総会は、京都市内で開催する。

(定時株主総会の基準日)

第16条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第17条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第19条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以

上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 20 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 21 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

#### 第 4 章 取締役および取締役会

(員数)

第 22 条 当会社の取締役は、13 名以内とする。

(選任方法)

第 23 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(解任方法)

第 24 条 取締役は、株主総会の決議によって解任することができる。

2. 前項の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(任期)

第 25 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 26 条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
3. 取締役会は、その決議によって取締役相談役若干名を選定することができる。
4. 取締役社長は当会社を代表する。

(業務の執行)

第 27 条 代表取締役は、各自当会社を代表し、取締役会の決議に基づいて当会社の業務を執行する。

(取締役会の招集権者および議長)

第 28 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 29 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法等)

第 30 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第 31 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第32条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の責任免除)

第33条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、当該取締役の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金500万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

## 第5章 監査役および監査役会

(員数)

第34条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

第35条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第36条 監査役の任期は、就任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。

(常勤の監査役)

第37条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 38 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮できる。

2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第 39 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

第 40 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める「監査役会規程」による。

(報酬等)

第 41 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 42 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、当該監査役の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金 500 万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

## 第 6 章 会計監査人

(選任方法)

第 43 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第 44 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のも



のに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(報酬等)

第 45 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第 46 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間で、当該会計監査人の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金 5,000 万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

## 第 7 章 計 算

(事業年度)

第 47 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 48 条 当社の期末配当金の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第 49 条 当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

(剰余金の配当金の除斥期間)

第 50 条 配当財産が金銭である場合には、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないとき、当社はその支払義務を免れる。

附則

1. 変更前定款第 18 条(株主総会参考書類などのインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第 18 条(電子提供措置等)の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、2022 年 9 月 1 日から 6 カ月以内の日を株主総会の日

とする株主総会については、変更前定款第 18 条(株主総会参考書類などのインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。

3. 本附則は、2022 年 9 月 1 日から 6 カ月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以 上